

吹田市地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害児支援分野におけるICTの活用により、障害児支援現場における業務の効率化及び職員の業務負担の軽減を推進しながら、安全・安心な障害児支援体制の充実を図ることを目的として、障害児通所支援事業者に対し、予算の範囲内において、地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、吹田市内に所在する障害児通所支援事業所を、補助金の交付申請時において運営する者とする。ただし、過去に同様のICT導入支援補助金（令和7年度の吹田市地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業補助金等）による補助又はサービス等生産性向上IT導入支援事業、障害福祉分野のロボット等導入支援事業等の本事業と同趣旨の事業による補助を受けてICT機器を導入したことがある者は、補助対象者とししない。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、業務の効率化及び職員の業務負担の軽減を推進するため、障害児通所支援事業所に次に掲げるICT機器を導入する事業とする。

(1) 情報端末（タブレット端末、スマートフォン等のハードウェア及びインカムとする。）

(2) ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは、対象外とする。）

(3) 通信環境機器等（Wi-Fiルーター等とする。）

2 前項第1号の情報端末は、障害児支援等の提供に関する記録の入力が支援提供場所等で完結し、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカム等のICT技術を活用したものを対象とする。

3 第1項第2号のソフトウェアは、次の各号のいずれかに該当する製品（研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品に限る。）を対象とする。

(1) 事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携業務を含む。）及び請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しないことをいう。次号において同じ。）で行うことが可能となっているもの

(2) バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成等の業務）のためのソフトウェアであって、一气通貫の環境が実現できるもの

4 第1項第3号の通信環境機器等は、同項第1号の情報端末及び同項第2号のソフトウェアの導入に必要なものに限り対象とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条第1項第1号から第3号までに掲げるICT機器の導入に要する費用及び当該ICT機器の保守等(保守・サポート、クラウドサービス、導入設定、導入研修、セキュリティ対策等をいう。)に要する費用の当該年度中の合計額とする。ただし、インターネット回線使用料等の通信費その他補助対象事業の目的及び趣旨から逸脱する費用は、補助対象経費としない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、適正かつ経済的な補助金の執行のため、補助対象事業を実施するに当たっては、あらかじめ、複数の事業者から補助対象経費の見積書を徴し、原則として、最低価格を提示した事業者を選定しなければならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の支出額から寄附金その他の収入の額を控除した額又は100万円のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(事前協議)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、市が開催するICT導入に伴う研修会に参加しなければならない。

2 前項の研修会に参加した補助対象者は、補助対象事業を実施する前に、次に掲げる書類を提出し、その実施内容について市長と協議しなければならない。

- (1) 事前協議申出書(様式第1号)
- (2) 補助対象事業に関する計画を記載した書類
- (3) 補助対象経費の見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の協議が調ったときは、事前協議申出書の写しにその旨を記載して、補助対象者に交付する。

(交付の申請)

第7条 前条第3項の規定による文書の交付を受けた補助対象者は、補助対象事業の実施後市長が指定する期日までに、補助金交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金を交付すべきでないと認めるときは補助金交付申請却下通知書により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付すること

ができる。

(交付の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、市長が指定する期日までに、補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付)

第10条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の実施の効果について検証し、市長が指定する期日までに、補助対象事業に係る実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 第15条又は第16条後段の規定に違反したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(財産処分の制限等)

第13条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理をするとともに、その効率的な運営を図るものとする。

2 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)で定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

3 補助事業者が前項の期間を経過する前に市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(消費税等に係る仕入控除税額の報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税(以下「消費

税等」という。)の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書(様式第6号)により、速やかに市長に報告するものとする。

2 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社又は支所等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社又は本所等で消費税等の申告を行っているときは、前項の報告は、本部、本社又は本所等の課税売上割合等の申告内容に基づくものとする。

3 前2項の報告により、補助事業者が補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(帳簿の整備等)

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、上記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は第13条第2項に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(報告の徴収等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助事業者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、児童部長が定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和8年5月22日決裁)

改正後の要領は、決裁の日から施行し、令和8年4月1日以後に実施した事業について適用する。